

令和2年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月7日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年9月7日 午後1時48分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 協議事項

(1) 委員会審査における参考人招致について

2. その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	松尾和樹
委員	伊藤健二	委員	山根一男
委員	川合敏己	委員	勝野正規
委員	中野喜一		

6. 欠席委員 なし

7. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮崎卓也	議会総務課長	梅田浩二
議会事務局 書記	下園芳明	議会事務局 書記	土屋晃太郎

開会 午後1時48分

○委員長（板津博之君） お疲れのところ恐縮ですが、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

発言される方は、挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、請願第1号 「新型コロナから子どもや教職員を守るために 小中学校の「20人以下学級」の実現を求めます」 審査のため、請願者を参考人聴取することについてを、議題といたします。

可児市議会基本条例第6条第4項において、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情した者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと定めております。

今回、請願第1号が提出されており、本日は、請願者の意見を聞くかどうかを決定したいと思います。

これにつきまして御意見がある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 紹介議員でもありますが、ぜひ議会基本条例に定める通り、この案件、第1号でもありますので、ぜひとも参考人招致をしていただき、じゅうぶんな審議をしていただきたいと思います。どうか、よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） はい。ほかに発言ございますか。

○委員（山根一男君） わたくしも、議会基本条例の原則に則りまして、可児市内に在住の方からの請願でもありますので、ぜひ参考人招致をやったほうがいいと思います。

○委員長（板津博之君） はい。ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

よろしかったですかね、ないようですので。

では、これより請願第1号 「新型コロナから子どもや教職員を守るために 小中学校の「20人以下学級」の実現を求めます」 審査のために請願者を参考人聴取することについて、挙手により採決をいたします。

それでは、参考人を招致することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、参考人を招致することに決定いたしました。

それでは、可児市議会委員会条例第28条に基づき、議長を経て参考人へ通知を行い、9月14日に本委員会の参考人として意見を聞くことといたします。

これにて、教育福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後1時50分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月7日

可児市教育福祉委員会委員長